

令和3年度

飯田市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

飯 田 市 監 査 委 員

4飯監第15号の2
令和4年8月18日

飯田市長 佐藤 健 様

飯田市監査委員 戸 崎 博
飯田市監査委員 吉 田 賢 二
飯田市監査委員 原 和 世

令和3年度財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和3年度健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、飯田市監査基準に準拠し次のとおり意見を付します。

令和3年度 財政健全化審査意見書

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による財政健全化審査

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の主な実施内容

財政課に対し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を求めた。これらを審査資料とし、面接審査により課長及び関係職員から説明を徴取した。

5 審査の期間

令和4年5月27日から令和4年8月18日まで

6 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

| 健全化判断比率 | 令和2年度 | 令和3年度 | 早期健全化基準 |
|----------|-------|-------|---------|
| 実質赤字比率 | — | — | 11.88 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | 16.88 |
| 実質公債費比率 | 8.0 | 7.5 | 25.0 |
| 将来負担比率 | 32.1 | 22.8 | 350.0 |

(注1) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

(注2) 「早期健全化基準」は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つについて、市町村の財政規模に応じ、それぞれの比率に対して定められている。

令和3年度 経営健全化審査意見書

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による経営健全化審査

2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

この経営健全化審査は、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の主な実施内容

財政課に対し、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の提出を求めた。これらを審査資料とし、面接審査により課長及び関係職員から説明を徴取した。

5 審査の期間

令和4年5月27日から令和4年8月18日まで

6 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 令和3年度 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|-----------------|---------|
| 病院事業会計 | — | 20.0 |
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 下水道事業会計 | — | 20.0 |
| 地方卸売市場事業特別会計 | — | 20.0 |

(注1) 「—」は、資金の不足額がないことを示す。

(注2) 「経営健全化基準」は、「早期健全化基準」に相当する基準であり、地方債協議・許可制度における許可制移行基準を勘案して20%とされている。